

## 日立市緊急事業継続給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日立市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号。以下「条例」という。）第4条並びに条例第9条第2号、第3号及び第5号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として給付金を支給することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (給付金の支給対象)

第2条 給付金の支給対象（支給対象者、支給要件、給付額）については、別表のとおりとする。

### (支給の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、日立市緊急事業継続給付金支給申請書（様式第1号）とする。

2 日立市緊急事業継続給付金支給申請書（様式第1号）に添える書類は別に定めるものとする。

### (支給の決定及び額の確定)

第4条 規則第5条の規定による補助金等交付決定審査調書の様式は、日立市緊急事業継続給付金支給要件確認書（様式第2号）とする。

2 規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金の額の確定を併せて行うこととする。

### (実績報告)

第5条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

### (交付の請求)

第6条 補助金の確定額が日立市緊急事業継続給付金支給申請書に記載の申請額と同額である場合は、規則第8条の規定に基づき、補助金交付請求書及び同条各号の書類の提出を省略することができる。

2 前項の規定に基づき、補助金等交付請求書の提出を省略した場合は、補助金等交付決定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

### (給付金の返還)

第7条 規則第10条第1項の規定による補助金等返還通知書(取消分)の様式は、日立市緊急事業継続給付金返還依頼書（様式第3号）とすることができる。

### (証拠書類の保存)

第8条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 1 改正後の要綱の規定は、令和2年7月1日以後に申請する緊急事業継続給付金について適用し、同日前に申請した緊急事業継続給付金については、なお従前の例による。
- 2 令和2年7月1日において現にある改正前の要綱の様式により使用されている帳票は、補正して当分の間使用することができる。

別表

<p>支給対象者</p>	<p>次に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 条例第2条第1号に規定する中小企業者。ただし、次に掲げる事項に該当するものは除く。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>(2) 申請時点において、本市の市税に未納がない者</p> <p>(3) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者</p>
<p>支給要件</p>	<p>次に掲げる要件</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上が20%以上減少した月があること。（次のア又はイに該当する場合を含む。）</p> <p>ア 2019年1月以降に創業した者にあつては、2020年4月から12月までのうち、創業した月から2020年3月までの期間の月平均と比較して売上が20%以上減少した月があること。</p> <p>イ 天災等の影響により、2019年の売上が減少した者にあつては、2020年1月から12月までのうち、2018年の同月比で売上が20%以上減少した月があること。</p> <p>(2) 国の実施する持続化給付金を受けていないこと、又は、今後受ける予定のないこと</p> <p>(3) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること</p>
<p>給付額</p>	<p>売上減少率が20%以上30%未満の場合 一律10万円</p> <p>売上減少率が30%以上の場合 一律20万円</p>